

# 焼岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火予報及び警報で発表する噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応をレベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者にとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています。  
(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」です。)
- 対象となる火山の噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えしています。



### ■ 焼岳の噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



- 【焼岳の特徴】(標高2455m)
- 安山岩・デイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下堀沢溶岩流、約2300年前の最新のマグマ噴火で、焼岳円頂丘溶岩、中尾火砕流が発生した。
  - 山頂の溶岩ドームにはいくつもの火口地形があり、明治以降の噴火は水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。
  - 1915年(大正4年)の噴火では泥流により大正池が形成された。
  - 最近では、1962年(昭和37年)に水蒸気噴火が発生し、噴石により2名の負傷者がでている。

#### 【地図の説明】

- 想定される噴火口の範囲  
(北西-南東方向 2.4km、北東-南西方向 1.4kmの小判型円内)
- 周辺の居住地域
- 登山口や登山道の分岐点
- レベル2(火口周辺規制)の規制範囲(想定火口から約1kmまで)
- レベル2で規制の対象となる登山道
- レベル3(入山規制)の規制範囲(想定火口から約2kmまで)
- レベル3で規制の対象となる登山道や道路など
- ▲ レベル3の道路規制箇所

■この図は焼岳火山防災計画(平成23年2月23日 焼岳火山噴火対策協議会)に基づき、作成しています。  
■焼岳の噴火警戒レベルは、岐阜・長野両県の地元自治体と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域が適宜等で定められていますので、詳細については高山市、松本市へお問い合わせください。

この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

# 焼岳の噴火警戒レベル

警報 予報	対象 範囲	レベル (キート)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に切迫している、あるいは到達。  【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀尺溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。  【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀尺溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 2km まで噴石が飛散。  【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から 1km 程度で倒木
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 1km まで噴石が飛散。  【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。  2011年3月現在の状態

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

このレベル表は、地元市町村等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。